

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.162

No.162 2019.11.26

## ■ 公立学校への一年単位の変形労働時間制導入を 考える緊急集会開催！

2019年11月24日(日)、連合会館2階で日本労働弁護団主催「公立学校への一年単位の変形労働時間制導入を考える緊急集会」を開催しました。

教員の過重労働を改善するため休日のまとめどりをできるようにする等と称して、公立学校の教員に条例で一年単位の変形労働時間制が導入できるようにする給特法改正案が今国会で議論され、既に衆議院を通過しています。この法律の問題点を議論するため、緊急集会を開催しました。

集会では、衆議院文部科学委員会において参考人として意見陳述を行った嶋崎量常任幹事から、法案の問題点の指摘がありました。(同弁護士の記事

<https://news.yahoo.co.jp/byline/shimasakichikara/2019-11-05-00149587/>)。

次に、教員の働き方問題に取り組んできた内田良先生(名古屋大学准教授)から、休みのまとめ取りは現行制度でも行えるのに、変形労働時間制を導入することで、かえって現在かろうじて夏季に取得できていた年休が取得できなくなる。一年単位の変形労働時間制を学校の労働現場に導入したら、教職員の平日の所定労働時間が延びて、暇だとされる8月も出勤すれば残業しているのが実態であり、おまけに夏に取得している有給休暇も取れなくなる『悪夢』のような法案だということでした。

## ■ 現職教員、学生からの訴えも

また、今回の集会では、twitter等で教員の働き方について意見を出し続けてきた現職教員の斉藤ひでみさん(@kimamanigo0815)からも、現場からの意見をお話し頂きました。斉藤さんからは、「これまで8時間分の命令でも3時間、4時間の残業が出ていたのに、変形労働時間制導入で定時が延びると、さらに命令が増える」「過労死が増える」との訴えがありました。

また、このような状況では、教員の魅力が下がり、教員の質、教育の質が低下するとの危惧と、本来ならば、給特法を抜本的に見直すべきだとの訴えを頂きました。

教員志望の学生「アキレス」さんからも、「学生は就職に当たり、職場がブラックかどうかを見る。教員はブラックだと思う。沈没する船だ。このままでは、教員の夢も迷ってしまう。社会の根幹をなす教育の問題なので、全ての人に当事者として考えて欲しい」とまっすぐな訴えを頂きました。

さらに、全教、都労連からも、教員の変形労働時間制導入の問題をご指摘頂きました。

## ■ 教員の労働条件の真の改善を

集会は日曜日の午前中であるにもかかわらず、超満員となる130名を超えるご参加をいただき、この問題への関心の高さが反映されています。

集会アピール、11月7日の緊急声明にもあるとおり、教員の労働条件の真の改善のためには、残業を残業と認めない給特法の抜本的な改正と、教員の業務の見直しが何よりも必要です。

既に相当数の教員の皆さんが過労死ラインで働き、教員志望の学生も不安を訴える現状を改善しなければなりません。変形労働時間制は労働時間規制の例外であり、労基法が導入要件として定める労使協定ではなく、条例で導入することは許されません。

法案も条例も各地で声を上げれば止まります。会員の皆さまも、各地で声を上げて下さい！

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階  
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790